

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11月分	5 年 12月分
<b>(製造業)</b>											
窯業・土石製品製造業		26		7.5	39	341	323	336	338		
	セメント・同製品製造業	27	セメント、生コンクリート及びコンクリート製品等の製造を行うもの	4.1	23	242	185	199	208		
	その他の窯業・土石製品製造業	28	窯業・土石製品製造業のうち、27に該当するもの以外のもの	9.2	47	390	390	403	401		
鉄 鋼 業		29	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼の製造を行うもの並びに鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材等の製造を行うもの	6.5	51	413	264	296	295		
非 鉄 金 属 製 造 業		30	鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行うもの、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行うもの並びに非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品の製造を行うもの	6.1	37	327	257	256	248		
金 属 製 品 製 造 業		31		5.9	32	367	229	236	237		
	建設用・建築用金属製品製造業	32	鉄骨、建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅及び建築用金属製品の製造を行うもの並びに製缶板金業を営むもの	4.7	35	331	208	211	213		
	その他の金属製品製造業	33	金属製品製造業のうち、32に該当するもの以外のもの	6.4	30	383	238	247	247		
はん用機械器具製造業		34	はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など	8.4	48	408	368	394	402		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
<b>(製 造 業)</b>																		
窯業・土石製品製造業		26	354 303	377 307	391 312	388 317												
セメント・同製品製造業		27	225 173	237 176	237 180	236 184												
その他の窯業・土石製品製造業		28	416 366	444 370	465 376	461 382												
鉄 鋼 業		29	312 240	328 245	336 251	330 257												
非 鉄 金 属 製 造 業		30	258 250	261 251	263 252	270 253												
金 属 製 品 製 造 業		31	249 221	259 222	267 225	273 227												
建設用・建築用金属製品製造業		32	233 205	241 206	247 207	248 208												
その他の金属製品製造業		33	257 228	267 230	276 233	284 235												
はん用機械器具製造業		34	418 346	437 351	460 357	460 364												